

CAS Connect サービス利用規約

第 1 章 総則

第 1 条 （利用規約の適用）

1. SB C&S 株式会社（以下「当社」といいます。）は、この CAS Connect サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）に従い、「CAS Connect サービス」（後記第 2 条（定義）第 1 号に定義し、以下「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 当社は、当社所定の方法により契約者に通知することにより本規約を変更することがあります。その場合には、本サービス提供条件は変更後の規定によります。
3. 本サービスを提供するにあたり、当社の他のサービスに関して規定される規約は、本規約に特別の定めがない限り適用されず、本サービスに関する条件は、すべて本規約の定めによるものとします。
4. 5. 前各項の他、当社が本サービスの提供に関して重要事項、サービス規定、サービスマニュアル等において細目を定めた場合には、契約者はこれに従うものとします。

第 2 条 （定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1)「CAS Connect サービス」（本サービス）とは、当社が提供する電気通信サービスをいいます。
- (2)「SIM」とは、本サービスを利用するのに必要な契約者識別情報等の小型記憶装置をいいます。
- (3)「利用契約」とは、本サービスを利用するための本規約に基づく契約をいいます。
- (4)「申込者」とは、当社に利用契約の申込をした法人やその他の団体等をいいます。
- (5)「契約者」とは、申込者のうち、当社が本サービスの利用を承諾し、当社との間で利用契約が成立した本サービスの契約者をいいます。
- (6)「電気通信事業者」とは、当社が、本サービスにおける電気通信役務の提供事業者をいいます。
- (7)「利用料金等」とは、本サービスの初期費用、利用料金、その他本規約に基づき当社が契約者に対して有する一切の債権およびこれらに対する消費税相当額の総称をいいます。
- (8)「設備」とは、本サービスの利用に関し電気通信事業者が設置する電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。

第2章 契約の成立

第3条（本サービス契約の成立）

1. 本サービスの利用契約（以下「本サービス契約」といいます。）は、本サービスの利用希望者が本規約に同意のうえで当社が別途定める手続きに従い当社へ申込み、当社が審査（後二項所定の手続を含みますがこれに限りません。）のうえこれを承諾し、当該希望者を契約者として登録した時点をもって成立するものとします。
 - (1) 当社は、当該申込者が次に掲げる事由に該当する場合には、当該申込を承諾しないあるいは成立した契約を取消すことがあります。当該申込に際して虚偽の事項を届け出たとき
 - (2) 当該申込者が、本規約における利用停止事由、契約解除事由に該当するとき
 - (3) その他、当社が本サービスの契約者としてふさわしくないと判断したとき

第3章 本サービスの提供

第4条（サービス提供開始期間および時期）

1. サービス提供開始期間については、当社所定の方法により定めるものとします。

第5条（サービスの提供）

当社は契約者に対し、利用契約の内容に従い、本サービスを提供するものとします。

第6条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内とします。提供区域の詳細は、<https://docs.ocx-cloud.net/docs/terms> をご確認ください。なお、その提供区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネルまたは山間部等電波の伝わりにくいところでは、本サービスを利用できない場合があります。

第7条（通信時間等の制限）

1. 当社は通信が著しく輻輳するときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限または停止することがあります。
2. 前項の場合において、当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規

定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

3. 当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えるとき、または一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えるときは、その通信を制限、もしくは切断することがあります。

第8条（その他の制限等）

1. 当社は、契約者間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われるワイヤレスデータ通信について速度や通信量を制限または停止することがあります。
2. 当社は、青少年保護の目的のため、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会（略称：ICSA）から児童ポルノに関するアドレスリストの提供を受け、該当するサイトへの閲覧を制限することがあります。

第9条（通信速度等）

1. 当社が本規約、その他広告類を含む告知等で表示する通信速度は理論値です。実際の通信速度の上限を示すものではなく、接続状況、契約者が使用する端末機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、表示の速度が出ないことがあり得ることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。
2. 契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたデータ、情報等が破損または滅失することがあることを、あらかじめ同意するものとします。

第4章 料 金

第10条（料金および支払方法等）

1. 本サービスの料金は、当社所定の方法により、当社に対して支払うものとします。
2. 当社は、本規約で規定される場合を除き、第四章所定の事由によるサービス提供の停止があった場合であっても、本サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第5章 SIM カードおよび端末機器

第 11 条（SIM の貸与等）

1. 当社は、契約者に SIM を貸与し、契約者は当該 SIM を自らが使用し、当社が指定する事業者を除いて、SIM を転貸与することはできないものとします。
2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM を変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
3. 契約者は当社が提供する SIM を善良な管理者の注意をもって管理するものとします。契約者による SIM の管理不十分、使用上の過誤等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

第 12 条（SIM の返還）

当社から SIM の貸与を受けている SIM 利用者は、次項に該当する場合、当社が定める方法により該当の SIM を当社が指定する場所へ速やかに返還または廃棄していただきます。

1. 本サービスの利用が終了したとき。
2. SIM 利用者が該当の SIM を利用しなくなったとき。

第 13 条（SIM の再発行）

1. 契約者は、次項に定める初期不良に該当する SIM について、利用開始日から 30 日以内に別途当社が定める方法により申告することで、再発行することができるものとします。なお、再発行した SIM の送料等の費用は、契約者が負担するものとします。
2. 初期不良とは、契約者が新品未開封の SIM を受領した時点での破損・不具合または契約者が SIM を当社の指示および仕様にしたがって正常に利用したにもかかわらず SIM に生じた電氣的・機械的故障をいいます。なお、端末機器と SIM との組み合わせによっては、正常な SIM を利用した場合であっても通信が確立しない場合があります、この場合は初期不良に該当しないこととします。

第 14 条（端末機器）

1. 契約者は、本サービスを利用するために必要となる端末機器を自己の費用と責任において準備するものとします。

第 6 章 禁止事項、解除および責任の制限等

第 15 条（禁止事項）

1. 契約者は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 他者もしくは当社の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそ

れのある行為。

(2) 他者もしくは当社の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。"

(3) 他者もしくは当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。

(4) 他者もしくは当社を誹謗中傷する行為。公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗に反する情報を他者に提供する行為。

(5) ブロードキャストストーム、迷惑メールもしくはスパムメールの送信、DOS 攻撃、コンピュータウィルスの配布その他、当社の本サービス設備の正常な稼働を妨げる行為又はそのおそれのある行為。

(6) 事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。

(7) 本人の同意を得ることなく、または不当な手段により他者の個人情報もしくは他の会社の公開されていない情報を収集する行為。

(8) 契約者以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったりまたは他の人物や組織と提携、協力関係にあると偽ったりする行為。

(9) 本サービスの運営を妨げ、もしくはその信用を毀損する行為。

(10) その他、法令に違反する、または違反するおそれのある行為。

(11) その他、当社が不適切と判断する行為。

2. 契約者は、本サービスの利用とその結果につき一切の責任を負うものとします。万一、契約者の本サービスの利用に関連しまたは起因して、他の契約者または第三者から当社に対して何らかの請求、訴訟その他の紛争が生じた場合、当該契約者は、自らの費用と責任において当該紛争を解決し、当社に経済的負担が生じた場合にはこれを賠償するものとします。

3. 当社は、何人に対しても、第 1 項に定める契約者の行為が行われないう監視し、またはこれを阻止する等の義務を負わないものとします。

第 16 条 （反社会的勢力の排除）

1. 契約者は、次の各号に定める事項を現在および将来にわたって表明し、保証します。

(1) 自らが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴排法」といいます。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同条第 6 号に規定する暴力団員。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団その他暴力、威力、詐欺的手法を用いて暴力的不法行為等

（同条第 1 号に規定する行為。）を常習的に行う、または自らの目的を達成することを常習とする集団または個人（以下併せて「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

(2) 自己の代表者、役員または主要な職員（雇用形態および契約形態を問わない。）が反社会的勢力に該当しないこと。

(3)自己の主要な出資者その他経営を支配していると認められる者が反社会的勢力に該当しないこと。

(4)直接、間接を問わず、反社会的勢力が自己の経営に関与していないこと。

(5)自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有していないこと。

(6)反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと。

(7)自己の代表者、役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

2. 契約者は、自らまたは第三者をして次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

(1)当社または第三者に対する暴排法第9条各号に定める暴力的要求行為。

(2)当社または第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。

(3)当社または第三者に対する、脅迫的な言動または暴力を用いる行為。

(4)偽計または威力を用いて当社または第三者の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

3. 契約者は、以下の各号のいずれかに該当する者（以下「委託先等」といいます。）に対しても、前2項の規定を遵守させる義務を負うものとします。

(1)当社と契約者間の取引に関連する契約（以下「関連契約」といいます。）の代理または媒介を第三者に委託している場合における当該第三者。

(2)関連契約を第三者と締結している場合における当該第三者。

(3)前2号に規定する第三者から下請または再委託を受けている者（下請または再委託が数次にわたる場合は、そのすべてを含む。）。

4. 契約者は、自らまたは自己の委託先等が第1項または第2項の規定に違反している事実が判明した場合、直ちに当社にその事実を報告するものとします。

5. 当社は、契約者に対し、委託先等による第1項および第2項の規定の遵守状況に関する必要な調査を行うことができるものとします。この場合、契約者は当該調査に協力し、これに必要な資料を提出しなければなりません。

6. 当社は、委託先等が第1項または第2項の規定に違反している事実が判明した場合、何らの催告なしに、当社と契約者間で締結されたすべての契約の全部または一部を解除し、かつ、契約者に対して反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求することができるものとします。

7. 契約者は、前項の規定により、当社と契約者間で締結された契約を解除された場合または反社会的勢力の排除のために必要な措置を講ずるよう請求された場合、当社に対し、その名目を問わず、当該解除または措置に関し生じた損害および費用の一切の請求をしないものとします。

8. 当社は、第6項の規定により当社と契約者間で締結された契約を解除したことにより

損害を被った場合には、契約者に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第17条（本サービスの停止および廃止）

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に事前に通知せずに、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止することができるものとします。

(1)本サービスを提供するために必要な当社または電気通信事業者の設備、機器、システム等の保守上または工事上やむを得ない場合、またはこれらに障害が生じた場合。

(2)電気通信事業者の提供する電気通信サービスが中止、休止、停止または制限された場合。

(3)他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、本サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、または及ぼすおそれがあると当社が認めるとき。

(4)天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあり、電気通信事業法に定められる重要通信を確保する必要がある場合。

(5)不正アクセス行為から防御する必要がある場合。

(6)前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

2.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部を解約・廃止することができるものとします。この場合、利用契約のうち解約・廃止された本サービスにかかる部分は、解約・廃止の時点をもって当然に終了するものとします。

(1)本サービスを提供するために必要な当社または電気通信事業者の設備、機器、システム等の全部または一部が滅失または復旧困難な程度に破損もしくは故障した場合。

(2)電気通信事業者との契約が契約期間満了、解除その他の事由により終了した場合。

(3)第3条第2項各号に該当する事実が判明したとき

(4)前各号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。

3. 本条に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても、契約者は当該停止期間に係る利用料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの提供停止または廃止により契約者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第18条（契約者側事由による本サービスの提供停止）

1.当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、あらかじめ契約者に通知のうえ、本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。ただし、緊急でやむを得ない場合（当社の業務の遂行または当社または電気通信事業者の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある場合を含みます。）は、当社は通知を行わずに本サービスの全部または一部の提供を停止できるものとします。

- (1)利用契約の申込、または本サービスに関連して契約者から当社になされた届出もしくは通知に虚偽の存することが判明したとき。
 - (2)契約者が支払期日を経過しても利用料金等を支払わないとき。
 - (3)契約者が本規約の規定に違反したとき。
 - (4)本サービスの円滑な提供に支障が生じた場合に、契約者が当社の行う調査等を受けることを拒んだとき。
 - (5)契約者が、当社が提供する他のサービスを利用している場合において、当該サービスの提供停止事由が発生し、または提供を停止されたとき。
 - (6)契約者が本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に過大な負荷を生じさせ、もしくは著しい障害を及ぼし、またはこれらのおそれがある行為をしたとき。
 - (7)契約者が第 26 条（当社が行う解約）に定める解約事由のいずれかに該当したとき。
2. 前項の規定にかかわらず、当社は何人に対しても、契約者に対する本サービスの提供停止義務を負うものではありません。
3. 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当したときは、当社は、当該契約者が締結している他のすべての利用契約に基づく本サービスの提供も停止することができるものとします。
4. 本条に基づき本サービスの提供が停止された場合であっても、契約者は当該停止期間に係る利用料金等の支払義務を免れないものとします。また、当社は、本条に基づく本サービスの提供停止により契約者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

第 19 条 （責任の制限）

- 1.当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供を履行しなかったときは、本サービスの利用料金の返金に応じるものとします。
- 2.前項の返金の範囲は、契約者に現実発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、契約者が本サービスを全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。
- 3.当社は、いかなる場合においても、前 2 項に定める返金額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。
- 4.電気通信事業者の責めに帰すべき理由により本サービスの提供ができなかった場合であって、当社が当該電気通信事業者から損害賠償金を受領した場合には、当社は、当該受領額を、当該電気通信事業者の責めにより本サービスの利用ができなかった全契約者に対する損害賠償額の上限として、前 2 項にしたがって損害賠償請求に応じるものとします。

第20条（免責事項）

- 1.当社は、本サービスについて、本規約に明示的に定めている場合をのぞき、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、本サービスの利用に起因して生じた損害について責任を負わないものとします。
- 2.当社は、本規約の他の条項にかかわらず、天災・事変・パンデミック・エピソード・原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。
- 3.当社は、本規約の変更により端末機器の変更等、契約者に不利益が生じた場合でもその責任を負わないものとします。
- 4.当社は、前条および本規約の他の規定に明示的に定める場合の他、契約者に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。

第7章 利用契約の終了

第21条（契約者による本サービスの解約）

- 1.契約者は、本サービスの利用契約を解約するときは、当社所定の方法に従い手続きするものとします。
- 2.前項の手続きがあった場合、利用契約は当社が当該通知を受理した日をもって終了するものとします。ただし、下記の場合は解約手続きができないものとします。
 - (1)有効な本サービスの利用契約がある場合。
 - (2)支払期日を経過した利用料金の未払いが発生している場合。
- 3.利用契約の解約に際する解除料は発生しないものとします。
- 4.契約者は利用契約の成立後、当該利用契約を終了させることで利用料金の支払い義務を終了するものとします。ただし、既に契約者が利用した分については、当該料金の支払いを完了するまで上記債務を引き続き負うものとします。

第22条（当社が行う解約）

- 1.当社は、第18条（契約者側事由による本サービスの提供停止）第1項に基づき本サービスの提供停止を受けた契約者に対して当社が催告をしたにもかかわらず、相当期間内に同項各号所定の事由が解消されない場合には、契約者に通知することにより、利用契約を解除できるものとします。
- 2.当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合には、何らの催告なしに利用契約を即時解除できるものとします。
 - (1)契約成立後に、第3条（利用契約の成立）第2項各号に該当する事由その他当社が利用

契約の締結を拒否すべき事由の存在が判明した場合。

(2)契約者が第 15 条（禁止事項）第 1 項各号所定の事由に該当し、当社の業務の遂行に支障をきたすと当社が判断した場合。

(3)契約者に対する差押もしくは仮差押または仮処分または競売の申立てがなされた場合、または契約者が強制執行もしくは滞納処分を受けた場合。

(4)契約者の振出もしくは引受にかかる手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、または契約者が銀行取引停止処分を受けた場合。

(5)契約者が支払を停止した場合。

(6)契約者につき破産、会社整理開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立てが行われた場合、または契約者につき解散決議がなされた場合。

(7)契約者に対し当社からの通知が到達しなかった場合、その他契約者の所在地が判明しなくなった場合。

(8)その他、契約者の信用状態が悪化しまたはその恐れがあると当社が判断した場合。

(9)第 20 条（反社会的勢力の排除）の規定に違反している事実が判明した場合。

3. 契約者が複数の利用契約を締結している場合において、当該利用契約のうちのいずれかについて第 1 項または第 2 項に定める解除事由が発生したときは、当社は、当該契約者が締結している他のすべての利用契約も解除できるものとします。また、契約者が当社から他のサービスの提供を受けている場合において、当該サービスの利用契約の解約事由が発生したときは、当社は、本サービスの利用契約も解除できるものとします。

4. 前 2 項に基づき利用契約が解除された場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

第 23 条 （利用契約終了時の取扱い）

利用契約の終了時点で存在する契約者の一切の債務については、利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第 8 章 個人情報等の取扱い

第 24 条（契約者に係る情報の取扱い）

1. 当社は、契約者の個人情報（以下「個人情報」といいます。）の取り扱いについては、別途当社が定めるプライバシーポリシー（<https://cas.softbank.jp/privacy/#security>）に基づき個人情報を取り扱うことができるとし、契約者はこれについて同意するものとします。
2. 当社は、本サービスの提供のために当社が必要と認める範囲で、契約者の個人情報

を、電気通信事業者に対し提供することができ、契約者はこれに同意するものとします。

3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ個人情報を委託することがあります。
4. 当社は、利用目的(エンドユーザサポート・アプリケーション周りの保守・メンテナンスのため)の達成に必要な範囲内において、他の事業者へ通信の秘密を委託することがあります。

第25条（クラウドサービスへの情報の保管）

1. 契約者は、本サービスの運用および品質向上のために、通信履歴等の通信の秘密に関わる情報を当社以外のクラウドサービスに保管および閲覧、利用する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

第9章 雑則

第26条（知的財産権の帰属）

1. 本サービスに関して当社が契約者に提供する情報（映像、音声、文章等を含む。以下同じ）に関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権およびノウハウ等一切の権利は、当社および電気通信事業者または当社に対して当該情報を提供した第三者に帰属するものです。本規約、サービスサイト、本サービスのホームページまたは本サービスの提供過程における当社から契約者に対する情報の開示は、明示または黙示を問わず、いかなる意味においても、当社または第三者から契約者に対する、当該情報に係る特許権、実用新案権、意匠権、著作権、ノウハウ等に基づく実施権その他のいかなる権利の許諾、付与、または譲渡を構成するものではありません。
2. 本条の規定は、本サービスの契約終了後も効力を有するものとします。

第27条（第三者への委託）

当社は、本規約に基づく当社の業務の全部または一部を、当社の責任において、当社の指定する第三者に委託して行わせることができるものとします。

第28条（法令等による制限）

契約者は、本サービスの取扱いに関して日本国および外国の法令等により制限されることがあることについてあらかじめ同意するものとします。

第29条（契約者の地位の承継に伴う届出）

1. 合併、分割等により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併ま

たは分割により設立された法人もしくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出るものとします。

2.前項の場合において、契約者の地位を承継した者が2社以上ある場合は、そのうちの1社を当社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。これを変更したときも同様とします。

3.前項の場合、当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社の判断で契約者の地位を承継した者のうちの1社を代表者とみなして取り扱うことができるものとします。

第30条（権利の譲渡等）

契約者は、利用契約上の地位または利用契約に基づく権利義務の全部または一部について、当社の書面による事前の同意なく譲渡、貸与又は質入れ等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。

第31条（通知・連絡等）

1.当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、契約者に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。

2.当社がホームページへの掲載により契約者に通知・連絡等を行う場合には、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等を行う場合には、当該通知・連絡等が契約者に到達したときに、効力を生じるものとします。

3.契約者が連絡先の変更等を怠ったために当社からの通知・連絡等が遅延または不着となった場合、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第32条（本サービスを活用した第三者に対するサービスの提供）

1.契約者が、当社の承諾を得たうえ本サービスを利用して第三者にサービスを提供する場合は、当該第三者に対しても本規約に定める義務等を遵守させるとともに契約者が全責任を負うものとし、当社は、契約者に生じたいかなる損害について一切の責任を負わないものとします。

2.前項の場合において、当社に生じた不利益はすべて契約者の負担とし、かかる事由により当社に損害が生じた場合には、当社は契約者に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。

第33条（準拠法および管轄地）

1.本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

2.本規約または本サービスに関する一切の紛争については、東京地方裁判所または東京簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 3 4 条 （分離可能性）

本規約の条項の一部が、管轄権を有する裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けずに有効に存続するものとする。

第 1 版 2025 年 10 月 1 日施行